

2022年6月6日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【改訂表】

2022年対策 中小企業診断士1次試験 合格テキスト

7 中小企業経営・中小企業政策

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

制度改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022年対策 1次合格テキスト

7 中小企業経営・中小企業政策 (2021年10月22日 第3版発行)

ISBN 978-4-86486-881-5

改訂内容

改訂頁・行	改訂内容
P 243 図2：制度内容	(改訂前) 女性、若者及び高齢者のうち新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度である。 (改訂後) 女性、若者、高齢者のうち新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度である。
P 243 図2：対象	(改訂前) 女性、若者(35歳未満)及び高齢者(55歳以上)の方であって、新規開業して概ね7年以内の方。 (改訂後) 女性、若者(35歳未満)、高齢者(55歳以上)の方であって、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方。
P 245 図3：支援内容	(改訂前) 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) (改訂後) 運転資金15年以内(うち据置期間2年以内)

改訂頁・行	改訂内容								
P 252 (2) 対象	<p>「(2) 対象」を下記に差し替えてください。</p> <p>特定事業者等（施策により対象が異なる）</p> <p>○「特定事業者等」の規模 従業員数 2,000 人以下（会社または個人事業主、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人） ※従来対象とされていた「中小企業者等」に該当するが、特定事業者等には該当しない場合（資本金 10 億円以下かつ従業員数 2,000 人を超える場合）も、令和 5 年 3 月 31 日までは「特定事業者等」とみなし経営力向上計画の認定対象となる。</p> <p>○「特定事業者」の定義</p> <table border="1" data-bbox="399 629 1096 722"> <tr> <td></td> <td>製造業その他</td> <td>卸売業</td> <td>小売業・サービス業</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>500人以下</td> <td>400人以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </table>		製造業その他	卸売業	小売業・サービス業	従業員数	500人以下	400人以下	300人以下
	製造業その他	卸売業	小売業・サービス業						
従業員数	500人以下	400人以下	300人以下						
P 253 図 11	<p>図 11 の「支援内容」を下記に差し替えてご使用ください。</p> <table border="1" data-bbox="378 846 1167 1170"> <tr> <td>特定事業者向け</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による融資 ・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるスタンドバイ・クレジット ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるクロスボーダーローン </td> </tr> <tr> <td>特定事業者等向け（特定事業者除く）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構による債務保証 </td> </tr> <tr> <td>特定事業者等向け</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品等流通合理化促進機構による債務保証 </td> </tr> </table>	特定事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による融資 ・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるスタンドバイ・クレジット ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるクロスボーダーローン 	特定事業者等向け（特定事業者除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構による債務保証 	特定事業者等向け	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等流通合理化促進機構による債務保証 		
特定事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫による融資 ・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるスタンドバイ・クレジット ・日本政策金融公庫（中小企業事業）によるクロスボーダーローン 								
特定事業者等向け（特定事業者除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構による債務保証 								
特定事業者等向け	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等流通合理化促進機構による債務保証 								
P 258 (1) ①～②	<p>(1) ①と②を下記に差し替えてご使用ください。</p> <p>(1) 成長型中小企業等研究開発支援事業</p> <p>① 概要 中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、特定ものづくり基盤技術及び I o T、A I 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援する。</p> <p>② 支援対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2 者以上で共同体を組んでいること ・「中小企業の特定ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に基づき、特定ものづくり基盤技術（精密加工、表面処理、立体造形等の 12 技術分野及び I o t、A I 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等）に取り組んでいること。 								

改訂頁・行	改訂内容		
P 293 図 6	<p>「用途・対象物」を追加</p> <table border="1" data-bbox="381 343 1178 508"> <tr> <td data-bbox="381 343 563 508">用途・対象物</td> <td data-bbox="570 343 1178 508"> 謝金、旅費、借損料、通訳・翻訳費、資料購入費、通信運搬費、広報費、マーケティング調査費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費、雑役務費、講座受講料、原材料等費、機械装置等費、設計・デザイン費、委託・外注費 </td> </tr> </table>	用途・対象物	謝金、旅費、借損料、通訳・翻訳費、資料購入費、通信運搬費、広報費、マーケティング調査費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費、雑役務費、講座受講料、原材料等費、機械装置等費、設計・デザイン費、委託・外注費
用途・対象物	謝金、旅費、借損料、通訳・翻訳費、資料購入費、通信運搬費、広報費、マーケティング調査費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費、雑役務費、講座受講料、原材料等費、機械装置等費、設計・デザイン費、委託・外注費		
P 320 1 行目・2 行目	<p>(改訂前) 中小企業再生支援協議会 (改訂後) 中小企業活性化協議会</p>		
P 321 図 4	<p>(改訂前) 中小企業再生支援協議会 (改訂後) 中小企業活性化協議会</p>		
P 333 図 7 支援内容	<p>支援内容を下記に差し替えてご使用ください。</p> <table border="1" data-bbox="381 778 1178 1203"> <tr> <td data-bbox="381 778 563 1203">支援内容</td> <td data-bbox="570 778 1178 1203"> <p>小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援する。</p> <p><取組例> チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等</p> <p><補助率> 3分の2以内(貸金引上げ枠のうち赤字事業者は4分の3以内)</p> <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円 (通常枠) ・ 100万円 (インボイス枠) ・ 200万円 (貸金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業支援枠) </td> </tr> </table>	支援内容	<p>小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援する。</p> <p><取組例> チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等</p> <p><補助率> 3分の2以内(貸金引上げ枠のうち赤字事業者は4分の3以内)</p> <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円 (通常枠) ・ 100万円 (インボイス枠) ・ 200万円 (貸金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業支援枠)
支援内容	<p>小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援する。</p> <p><取組例> チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等</p> <p><補助率> 3分の2以内(貸金引上げ枠のうち赤字事業者は4分の3以内)</p> <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50万円 (通常枠) ・ 100万円 (インボイス枠) ・ 200万円 (貸金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業支援枠) 		